

平成25年12月12日

「平成26年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 木村 恵 司
(三菱地所(株)会長)

- ・ 本日決定された「平成26年度税制改正大綱」では、新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長、老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例の創設・延長などの住宅税制、都市・土地税制について、当協会の主要な要望が認められ評価している。ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。
- ・ 国家戦略特区における新たな税制支援措置については、今回、医療分野だけが対象となったが、特区の具体的な内容について検討が進んだ段階において、必要に応じ追加することとされており、今後は都市の国際競争力の分野にも支援措置が拡充されることを期待している。
- ・ 消費税の軽減税率制度については、税率10%時に導入し、今後、対象品目の選定等、検討することとなったが、社会資本財である住宅についても、住宅取得の負担軽減を安定的に実現するために、5%の軽減税率の適用をぜひともお願いしたい。
- ・ 我が国経済が緩やかに回復しつつある中、今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、成長戦略の実現に向け、魅力的なまちづくりや良質な住宅の供給等を通じ、貢献して参りたい。

以 上